

第43回二宮町議会基本条例推進委員会次第

令和4年8月18日（木）
午後1時30分～
議事堂（議場）

- 議 題
1. 第3回定例会に向けての報告について
 2. 二宮町議会議員政治倫理規定要綱の改正について
 3. その他

(8月18日議会基本条例推進委員会 資料)

9月議会への報告について

1. 議会報告会・意見交換会について

・今期は、11月の町議選の直前となるため、規定に則って、開催をしないこととする。

2. ハラスメント対応について

・全員協議会から、①研修の実施、②政治倫理規定の見直し、③防止・対応の体制づくりの3点について付託を受けた。この点について進捗状況は以下のとおり。

(ア) 研修の実施

- 議員を対象とする。
- 研修の責任者は議長、実施の責任者は委員長。
- 講師は緊急性もあり、事務局が県の町村議長会にも照会した中から、元全国都道府県議長会事務局次長 内田一夫氏 とした。
- 日時については8月23、24、40日で調整中(事務局)。できるだけ早く決定、全議員に対して周知するようにする。
- 講師謝礼については、補正予算で確保。
- 内閣府男女共同参画局「政治分野におけるハラスメント防止」研修教材を活用する。
- 欠席者が出た場合のフォローについては、委員長が事前に講師に相談しておく。

(イ) 倫理規定の見直しについては、次のとおり進めることとする。

- 現在ある「二宮町政治倫理規定要綱」に、暫定的に次の内容を加える。文書の案が準備されていなかったため、委員長がとりまとめ、各委員にメールで提案する。
 - ◇ ハラスメント等、名誉の毀損その他の人権を侵害する一切の行為をしない。
 - ◇ 反社会的勢力と一切の関係を持たない。

理由： 急いで要綱を定めることで後に不都合が発見されることも想定されるが、全員協議会から委員会に、研修の実施、規定の見直し、防止・対応の体制づくりの3つが付託されているので、現在の委員会で考えを示す必要がある。各自治体ではハラスメント防止条例を制定するなどの取り組みもあり、規定の見直しで留めるか、対象を議員だけとするのかも含めての検討は必要。

- 条例化するか倫理規定の見直しに留めるか、ハラスメントの定義、審査会のあり方、規定の対象などを含めて、9月前に開催の研修で各議員に共通の理解ができることを想定し、研修後に決めていく。

- 9月議会での条例制定は、法制事務なども考えると、物理的に難しい。任期末までは時間があるため、できるところまで進めて次期の委員会へ引き継ぐ。

各委員から、次の意見が出され、今後の検討事項に加える。

- ハラスメントが発生したときの対応、相談窓口など。
- プライバシーへの配慮、守秘義務。
- 町要綱第3条は「自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」と規定しているが、この点について、現実的なものにする。
- 町ではハラスメント等調査委員会要綱、ハラスメント等通報窓口設置要綱を定めている。対象は、町部局の各組織に属する職員。(事務局)

(ウ) 防止・対応の体制づくり

- 暫定的に、議会内でハラスメントの訴えをする場合は、議長または副議長に申し出ることとする。
- 他議会では、審査会の設置などを規定しているところもあり、この点は規定見直しの中で検討する。

3. 議会基本条例の検証

- 条例改正の具体的提案はなし。
- 議会報告会は、新型コロナウイルス感染防止ということもあり、対面による開催はなく、YouTubeでの報告を2回。今年3月議会については視聴回数は200回を超えているが、質問・意見は受けていない。
- 決議書・意見書・提言書などの決議をしているが、執行者の受け止めも含めて、その後の扱いがどうなってきたかを検証する必要がある。取り急ぎ、4年間の予算、決算の審査意見がどのように執行側に活かされてきたかについて、意見交換をおこなった。
 - ◇ 執行者も審査意見については重視していると思われる。
 - ◇ 以前は、審査意見の実行状況は議会だよりで取り上げられてきたが、ページ数の問題もあり、難しくなっている。
 - ◇ 対面での議会報告会では、審査意見に至る論議の経緯も説明をし、「あれはどうなったの？」という質問もあった。議会報告会が開催できない状況は残念。
 - ◇ YouTubeでも、審査意見に関するところが弱かったのは反省点。
 - ◇ 予算についての審査意見についてすぐに町の対応を求めるのは、予算執行の仕組みから難しい。
 - ◇ 審査意見についてどうなっているのかを、議会・議員として理解する、町民に伝えることは必須。

- ◇ そもそも、執行者から議会・議員に報告・返事をもらうことがあるべき姿ではないか。
- ◇ 予算・決算審査特別委員会で、審査意見についてフォローすることが望ましいが、審査後解散するため、現実的でない。
- 決議・意見書も含め、予算・決算審査意見などの議会からの要望事項の進捗状況について、議会から町民への発信を強めていく。執行者に対しては、形式にこだわることなく進捗があった時点で良いので、議会への報告を求めていく。
- 動議の扱い、特に修正案の取り扱いについて、わかりにくい点について、議会運営委員会に、先例確認事項に追加することも含め、検討を提案する。
- 議会図書館については、全く進展はない。
- 一般質問で質問が不当に制限されたとの訴えについては、議事の進め方であるとの整理で、訴えた委員は議運で改めて説明を求めた。
- 執行者の反問権行使については、執行側の問題であるので削除。

4. 議会ホームページ改善

- 町ホームページ改修と歩調を合わせる。
- 町ホームページ改修の進捗状況の方向を受け、作業を進める。

以上

二宮町議会議員政治倫理規定要綱（改定案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、二宮町議会基本条例（平成25年二宮町条例第1号）第5条に基づき、議員の倫理規定を定めるものとする。

（政治倫理基準）

第2条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1）町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して公職選挙法などの関係法令を遵守すること。

（2）町民及び職員をはじめ何人に対しても、ハラスメント、名誉の毀損その他の人権を侵害する一切の行為をしないこと。

（3）暴力団等の反社会的勢力と一切の関係を持たないこと。

~~（2）~~（4）地位を利用して、いかなる金品等も授受しないこと。特に次の項目については留意すること。

ア 企業~~、又は~~団体からの金品等の寄附は受けない。

イ 町内会~~、~~自治会~~、~~その他町の財政援助団体~~並びに及び~~公的行事を行う団体等へ~~参加する場合の~~会費以外での金品等の提供、祝電及び弔電は行わない。

ウ 答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状及び暑中見舞状その他これに類するあいさつ状（紙媒体、電報及びレタックス等。）は行わない。

~~（3）~~（5）町（町が設立した公社並びに町が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は町が行う許認可に関して、不当な関与をしないこと。

~~（4）~~（6）町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

~~（5）~~（7）町職員の人事に関して、不当な関与をしないこと。

~~（6）~~（8）職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

（遵守義務）

第3条 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度

をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、公表の日より施行する。